

# 公益社団法人大阪社会福祉士会 委員会等の設置及び運営に関する規則

## (目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人大阪社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第49条の規定に基づき、委員会及び事業部会（以下「委員会等」という。）の設置並びに管理、運営に関する事項を定めることを目的とする。

## (委員会等の性格)

第2条 委員会等とは、本会定款第4条に定める各号の事業を実施し、本会の目的を果たすにあたって、企画・研究・調査等の推進のために継続的に設置される機関である。ただし、事業の都合により特に必要と認められる場合は、一定の期間を限定して委員会等を設置することができる。

## (役 割)

第3条 委員会等は、次の各号に定める業務を担う。

- (1) 本会活動に関わる調査研究を主な目的として、その企画及び研究報告に関すること
- (2) 本会事業の推進を目的として、その企画及び推進に関すること

## (設置及び廃止)

第4条 委員会等を設置及び廃止をするときは、理事会が総会にこれを提案し、承認を得なければならない。

- 2 理事会は、委員会等を設置する場合、理事のうちから当該委員会等の運営に関して管理等を行うための担当理事1人を定めておかななければならない。この場合、理事会は当該理事に複数の委員会等を担当させることができる。
- 3 設置する委員会等の目的その他必要な事項は、それぞれの委員会等ごとに別に定める。

## (構 成)

第5条 委員会等の委員又は部会員（以下「委員等」という。）は、支部長の推薦により本会会長が任命する。

- 2 委員等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員等は、複数の委員会等の委員等を兼ねることはできない。

## (委員長等)

第6条 委員会等の委員長又は事業部会長（以下「委員長等」という。）は、会長が委員等のうちから任命する。ただし、特別の事情があるときは、会長は当該委員会の担当理事を委員長に任命することができる。

- 2 委員長等の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して4期を超えてその任に就くことはできない。

- 3 委員長等が欠けた場合は、あらかじめ委員長等が指名した者がその職務を代行する。後任の委員長等が就任したときは、その任期は前委員長等の残りの期間とする。

#### (委員長等の責務)

第7条 委員長等は、委員会等を統括し、その活性化に努めなければならない。

- 2 委員長等は、当該委員会等を担当する理事と常に連携を保つとともに、他の会議等から出席を求められれば出席し、事業計画、事業実績等に関して、意見を述べ又説明をしなければならない。

#### (委員長等の解任)

第8条 委員長等が次の各号に該当したとき、会長は委員長等を解任することができる。

- (1) 委員会等の活動に反する行為があったとき。
  - (2) 本人の理由で委員会等の活動に遅滞があったとき。
  - (3) 委員会等の目的を逸脱する行為があったとき。
  - (4) 本会の活動に支障をきたす行為があったとき。
- 2 解任にあたっては、会長は委員長等に弁明の機会を与えなくてはならない。

#### (委員等の辞任及び解任)

第9条 委員会等の委員等は、何らかの理由で委員等を辞任するときは、支部長に申し出なければならない。支部長は速やかに後任の委員等を委員長等に報告し、会長は後任の委員等を任命する。

- 2 委員長等が委員等を解任する必要があると認めるときは、解任の申し入れを会長及び推薦した支部長に行い、その承認を得なければならない。解任に関しては、前条の規定を準用する。

#### (委員会等の活動計画及び報告)

第10条 委員会等は本会の事業計画に基づき、活動計画を作成しなければならない。活動計画には、当該年度の活動予定、予算を明記しなければならない。

- 2 委員会等は当該年度の計画に基づいて、活動報告を作成しなければならない。活動報告には、当該年度の活動結果、決算を明記しなければならない。
- 3 活動計画及び活動報告は総会で承認を得なければならない。

#### (委員会等の開催)

第11条 委員会等は、委員長等が必要があると認めるときは、適宜開催することができる。

- 2 委員会等の議長は、委員長が当たる。
- 3 委員会等の議事は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会等の開催にあたっては、事務局に開催日程を報告しなければならない。委員会等の会議終了後は、速やかに委員会等の議事録を事務局に提出しなければならない。
- 5 事務局は、委員会等ごとに委員会等の議事録を保管する。

6 委員会等の議事録は、次の各号の事項を記録するものとする。

- (1) 委員会等の開催日
- (2) 委員会等の開催場所
- (3) 委員会等の参加者
- (4) 委員会等の協議内容
- (5) 次回の委員会等の開催日程

(委員会等の費用弁償)

第12条 委員会等の活動における必要経費及び委員長等並びに委員の費用弁償については別に定める。

(適用除外)

第13条 この規則は、本会が設置する相談センター並びに生涯研修センターについては適用しない。相談センター並びに生涯研修センターの管理、運営等に関する事項については、別に定める。

(改 廃)

第14条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規則は、2013年7月1日から施行する。
2. 社団法人大阪社会福祉士会委員会等の設置及び運営に関する規則（2008年4月1日制定）は、廃止する。
3. 社団法人大阪社会福祉士会委員会の設置及び運営に関する規程（2004年4月1日制定）及び社団法人大阪社会福祉士会編集規程（2004年4月1日制定）は、廃止する。